政令第二百八十三号

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二条第三項及び第五項並びに第百二十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令（平成十四年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表札幌都心地域の項の次に次のように加える。

仙台都心地域	仙台市青葉区、宮城野区及び若林区の区域のうち、青葉区と宮城野区との区域との区域の境界線と一般国道四号線との交点を起点とし、順次同一般国道、県道仙台泉線、市道北一番丁線、市道晩翠通線、市道元鍛治丁小田原線、市道榴岡三丁目一号線、市道榴岡四丁目二号線、市道東八番丁線、市道東七番丁線、市道東六番丁線、市道東五番丁線、市道東四番丁線、市道東三番丁線、市道東二番丁線、市道東一番丁線、市道中央一丁目一号線、市道中央一丁目二号線、市道元寺小路福室線（その七）、市道広瀬通一号線、市道青葉通一号線、市道晩翠通線、市道東五番丁線、市道東六番丁線、市道東七番丁線、市道東八番丁線、市道東一番丁線、市道東二番丁線、市道東三番丁線、市道東四番丁線、市道東五番丁線、市道東六番丁線、市道東七番丁線、市道東八番丁線、市道榴岡三丁目一号線、市道榴岡四丁目二号線、県道仙台泉線、市道北一番丁線、市道晩翠通線、市道元鍛治丁小田原